

E i w a N e w s

転勤に係る旅費等の税務上の取扱い

平成 21 年 5 月
(No. 046)

日本においては多くの会社が決算期を 3 月としています。

3 月決算の会社では新年度の始まりである 4 月に転勤など人事異動が多く、5 月にはこれらに関する旅費等の経費精算があると思われます。

そこで、今回は転勤に係る旅費等の税務上の取り扱いについてご紹介いたします。

Eiwa News No.20 にて社宅等の税務上の取り扱いについて採り上げておりますので、併せてご参照いただければ幸いです。

1) 企業が負担した旅費等

①引越費用

→旅費規程に基づき実費相当額を支給した場合は非課税となります

転任に伴う転居のための旅行をした場合に、その旅行に必要な支出で、かつ、通常必要と認められる範囲内であれば、非課税となります。

②借家のための権利金及び仲介手数料

(賃貸借契約は転任者個人が締結し、本人の請求により後に精算する場合)

→給与等として課税されます

転任に伴う費用ではありますが、それは通常の生活に必要な支出であり、転任に伴う転居のための旅行に通常必要な支出とは認められないためです。

③転勤に伴う家族移転のための助成金

→実費相当額を支給した場合は非課税となります

家族の移転費用は、転任者本人を対象とする場合と同様に、非課税となります。

④転勤に伴うペット移転のための費用

→高額にならない限り非課税となります

一般にペットは、転任者やその家族及び家財と共に移転するものであり、その支給対象が一般の家庭で飼われている犬や猫等に限られるときは、非課税として取り扱って差し支えないと考えられます。

熱帯魚等特別な管理を必要とし、移転費用も高額になるようなものは課税されます。

2) 企業が負担した転勤後の費用

①社宅が確保できないために支給される着後滞在費

→給与等として課税されます

着後滞在費は一種の住宅手当と考えられるため、給与等として課税されることとなります。

②転任に伴う子弟の転校費用

→給与等として課税されます

通常の生活に必要な費用の負担であり、転任に伴う転居のための旅行に通常必要な支出とは認められないためです。

③単身赴任者の帰省旅費

→単に帰省した場合の旅費は給与等として課税されます

ただし、次のような事例が国税庁 HP に掲載されています。

<単身赴任者が会議等に併せて帰省する場合に支給される旅費>

単身赴任者が職務遂行のための旅行について、これに付随して自宅へ帰宅したとしても、その出張の目的等からみて、主として職務遂行上必要な旅行と認められ、かつ、その旅費の額が実費相当額であれば、非課税として取り扱って差し支えありません。

なお、次のことに留意する必要があります。

(A)職務遂行上の旅行に付随する帰省であること

(B)月1回などの基準で非課税とするものではないということ

→精神的ケアを目的に単身赴任者が帰省できるように、毎月1回会議を開催し、併せて帰省できるようにしている場合等は課税されます。

(c)職務出張に付随するものであることから、その期間や帰宅する地域等には制約があるということ

【 非課税が認められる
出張のケース 】

【 通常の出張のケース 】

① 原則

5泊6日：月 旅行日
火 (帰宅日)
水 } 出社(職務)
木 }
金 (帰宅日)
土 旅行日

3泊4日：
火 旅行日
水 } 出社(職務)
木 }
金 旅行日

② 週末を挟んだ場合

4泊5日：金 旅行日
土 } (帰宅日)
日 }
月 出社(職務)
火 旅行日

2泊3日：
日 旅行日
月 出社(職務)
火 旅行日

ご不明な点等がありましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、
よろしく願いいたします。